

○ 警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の委託契約に係る沖縄県公安委員会の認定要件

【 概 要 】

警備業法施行細則（平成18年沖縄県公安委員会規則第8号）第11条の規定により、令和8年度における警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習（以下「責任者講習等」という。）について、責任者講習等を適正に行うことができると認める者に対し、一般競争入札を実施して委託することとしました。

- ※ 責任者講習等の委託契約を希望する者は、入札参加に関する規程の定めるところにより、沖縄県公安委員会が行う審査を受け、責任者講習等を適正に行うと認める者として認定されなければなりません。
- (1) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第335号）
 - (2) 法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第336号）

**沖縄県公安委員会が責任者講習等を適正に行うことができると認める者の審査
手続等は、次のとおりです。**

1 業務の内容

法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習の実施に関する業務です。

2 責任者講習等を適正に行うことができると認める者としての要件

共通事項

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に法第3条第1号から第7号及び第11号のいずれかに該当する者がいない法人
なお、その他の者の場合は、法第3条第1号から第7号及び第11号のいずれかに該当しない者
- 2 委託事務を行うため必要かつ適切な組織及び経理的基礎を有している者

I 法人の場合

(1) 必要な組織

- ア 本県に本店又は営業所を有していること。
- イ 沖縄本島中部又は南部において委託事務を行うものであること。
- ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理を行うものであること。

(2) 経理的基礎

- ア 純資産又は正味財産が次に掲げる講習の種別に応じた額とする。
 - (ア) 警備員指導教育責任者講習 300万円以上
 - (イ) 機械警備業務管理者講習 100万円以上
- イ 経営状態が著しく不良でないこと。
- ウ 原則として、1年以上の経営実績を有すること。

II その他の者の場合

(1) 必要な組織

- ア 本県に委託事務を行う事務所を有しているものであること。
- イ Iの(1)のイに同じ
- ウ Iの(1)のウに同じ

(2) 経理的基礎

- ア Iの(2)アに同じ
- イ Iの(2)イに同じ
- ウ Iの(2)ウに同じ

個別要件

◆ 警備員指導教育責任者講習

1 委託事務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

- (1) 次の表の左欄に掲げる講習の区分ごとに、同表中欄に掲げる者を当該講習の講師として、同表右欄に掲げる数以上充てることができること。

| 講習の区分 | 資格者 | 必要数 |
|-------------------------|---|-----|
| 法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係る講習 | 講習区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受けている者であって、新たに講師となろうとする者に対する講習又は現に講習の講師である者に対して3年ごとに行う講習を修了した者 | 4名 |
| 法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係る講習 | | 4名 |
| 法第2条第1項第3号に掲げる警備業務に係る講習 | | 4名 |
| 法第2条第1項第4号に掲げる警備業務に係る講習 | | 4名 |

(2) 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であって、警備員の指導及び監督又は警備員の教育に従事した期間が1年以上ある者を委託事務の責任者として指定することができること。

(3) 委託事務に関しトラブルが生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

2 委託事務を行うのに必要かつ適切な設備を有している者

教本32冊以上、ビデオデッキ1台以上、パソコン1台以上、警戒杖15本以上、警戒棒15本以上、非金属製楯8個以上、模擬人体模型（救急法用）2体以上、携帯用無線装置2機以上を用いて委託事務を行うものであること。

◆ 機械警備業務管理者講習

1 委託事務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。

(1) 次の表の左欄に掲げる講習の区分に係る講師として、同表中欄に掲げる者を同表右欄に掲げる数以上充てることができること。

| 講習の区分 | 資 格 者 | 必要数 |
|-------------|---|-----|
| 機械警備業務管理者講習 | 機械警備業務管理者資格者証（法第42条第2項に規定する機械警備業務管理者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受けている者であって、警備員指導教育責任者講習に係る新たに講師となろうとする者に対する講習若しくは現に講習の講師である者に対して3年ごとに行う講習を修了した者又は当該業務に通算して3年以上従事した者 | 4名 |

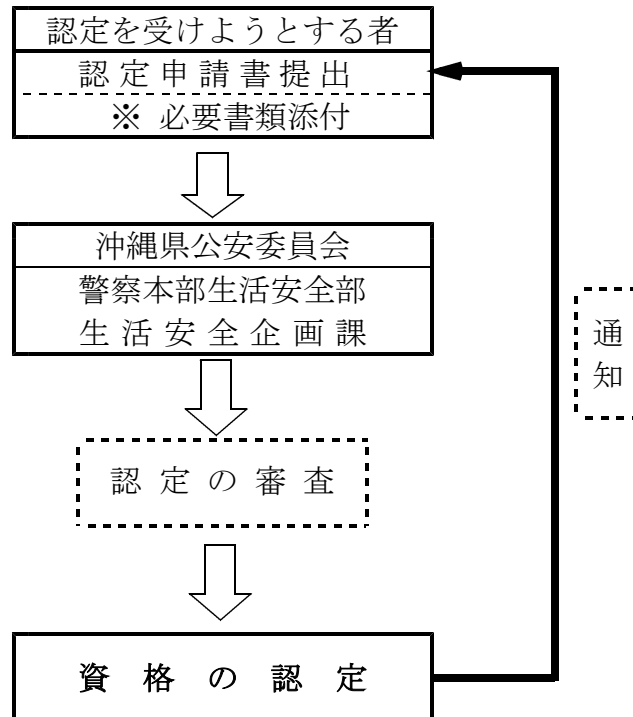
(2) 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であって、警備員の指導及び監督又は警備員の教育に従事した期間が1年以上ある者を委託事務の責任者として指定することができること。

(3) 委託事務に関しトラブルが生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

2 委託事務を行うのに必要かつ適切な設備を有している者

教本4冊以上、ビデオデッキ1台以上、パソコン1台以上、携帯用無線装置2機以上を用いて委託事務を行うものであること。

3 認定までの流れ



4 認定に必要な添付書類

認定を受けようとする者は、認定申請書に次に掲げる書類を添付すること。

(1) 個人事業者である場合は、次に掲げる書類

- ア 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- ウ 法第3条第6号及び第7号に掲げる者に該当しない旨を記載した医師の診断書
- エ 法第3条第1号から第7号及び第11号に該当しないことを誓約する書面
- オ 講師に必要な能力を有することを疎明する書面（講師講習修了証明書、警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証の写し等）
- カ 県税等に未納がないことを疎明する書面
- キ 講習に必要な設備を有することを疎明する書面

(2) 法人である場合は、次に掲げる書類

- ア 定款及び登記事項証明書
- イ 営業概要書
- ウ 法第3条第1号から第3号まで、第10号及び第11号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

- エ 役員に係る(1)のアからウに掲げる書類
- オ (1)のオからキに掲げる書類

5 申込み受付日時・場所

- (1) 受付日時
令和8年5月25日（月）から同月29日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付場所
沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課に直接書類を持参して申請してください。郵送による申請は受け付けません。

6 問い合わせ先

沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課審査第一係
電話番号 098-862-0110 内線 (3032、3033)

7 一般競争入札関係

登録の審査及び有効期間等の諸手続については、

- (1) 警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第335号）
- (2) 機械警備業務管理者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第336号）

による。